**介護福祉士等修学資金Ｑ＆Ａ**

Ｑ．なぜ今このような文書が届くのですか？

Ａ．あなたが借り受けた介護福祉士等修学資金について、返還や免除の手続きが必要ですが、それが確認できていないことが判明したためです。

Ｑ．返還免除(等)の書類はすでに提出済みだが、なぜこのような書類が届くのですか？

Ａ．書類を提出していただいていても、不備等の理由により手続きが完了していない場合があります。お手数ですが、一度担当までご連絡ください。

Ｑ．借受者本人は亡くなっているが、どうすればよいですか？

Ａ．業務に起因した死亡であれば、返還免除申請書を提出してください。

　　そうでなければ返還対象となり、相続人又は連帯保証人に返還していただくこととなります。

Ｑ．病気（けが）のために仕事を辞めたが、返還の必要はありますか？

Ａ．業務上の理由による病気（けが）であれば、猶予や免除の対象となります。ただし、それを証明する医師の診断書等の書類が必要です。(コピーも可)

Ｑ．どのような業務に従事していれば、返還免除対象になりますか？

Ａ．介護福祉士又は社会福祉士として、介護業務又は相談援助業務若しくは施設長の業務に従事していれば、対象となります。

（辞令、分掌等で明確に「介護職員」と位置付けられていれば対象となります。介護支援専門員（ケアマネージャー）は対象外です。）

Ｑ．転職等の理由により就業していない期間がありますが、免除の対象となりますか？

Ａ．原則、就業していない期間がある場合は返還対象となります。ただし出産や病気等の理由があれば、考慮できる場合がありますので、お問い合わせください。

（裏面へ続く）

**介護福祉士等修学資金Ｑ＆Ａ**

Ｑ．県内での就業期間が７年未満ですが、一部免除の対象になりますか？

Ａ．貸付期間を超えて勤務した場合は、一部免除の対象となります。免除額及び返還額につきましては、担当までお問い合わせください。なお、計算式は下記のとおりです。



Ｑ．「中高年離職者」及び「過疎地域就業者」は、どのような方が対象になりますか？

Ａ．中高年離職者とは、養成施設の入学時において、４５歳以上の方で、離職から２年以内の方です。

　　過疎地域就業者とは、県内の過疎地域で就業した方です。なお、平成１９年３月３１日時点での県内の過疎地域は、南房総市、鋸南町、鴨川市の区域のうち旧天津小湊町の区域です。（平成２２年４月１日から大多喜町、長南町も過疎地域とされました。）

Ｑ．自分は返還対象者ですが、すぐに返還することが難しい場合は、どうすればよいですか？

Ａ．担当までご相談ください。